

1 ③子どもたちが1日も早く日常を取り戻すために

被災した児童・生徒に学用品を給与

台風 15 による大雨で自宅の床上浸水などにより、学用品が水に浸かって使用することができなくなり、就学上支障がある児童・生徒を支援します。

1 対象者

磐田市在住の児童・生徒（小学生、中学生、高校生）で、今回の台風 15 号により、住宅の床上浸水等により学用品が使用することができず、就学上支障がある者。

※市外の学校に通っている児童・生徒も対象とします

2 対象学用品

① 教科書、正規の教材

教科書、学校で有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑など

② 文房具・通学用品

ノート、鉛筆、消しゴム、絵の具、画筆、傘、靴、長靴、運動靴、体育着など

3 支給額

① 小学校児童 4,700 円以内

② 中学校生徒 5,000 円以内

③ 高等学校等生徒 5,500 円以内

※現物での支給になります

※学用品が限度額を超える場合は協議します

※豊岡北小校舎の床上浸水により水に浸かって使用できなくなった学用品は、学校と教育委員会で確認し、学生協の援助を受けて対応しています。